

議案第 1 1 号

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正
が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

内国旅行の日当支給について、所要の改正を行う。

2 改正内容

概ね100キロを超える内国旅行について、日当を1,300円支給する。
支給しない出張地については、別表で定めるとおりとする。

鉄道賃、船賃、航空賃、仕度料、旅費雑費及び死亡手当について、日野
町職員等の旅費に関する条例の一部改正にあわせ所要の改正を行う。

3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表第2(第5条関係) 内国旅行の旅費					別表第2(第5条関係) 内国旅行の旅費						
1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料					1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料						
区分	車賃 (1キロメー トルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につ き)	区分	車賃 (1キロメー トルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につ き)
			県内	県外					県内	県外	
町長	25円	1,300円	11,800円	13,100円	2,600円	町長	25円	2,600円	11,800円	13,100円	2,600円
副町長						副町長	25円	2,600円	11,800円	13,100円	2,600円
教育長						教育長	25円	2,600円	11,800円	13,100円	2,600円
固定資産 評価員						固定資産 評価員	25円	2,600円	11,800円	13,100円	2,600円
備考 日当の額											
出張地					日当の額						
鳥取県内 島根県 安来市 松江市 雲南市 出雲市 太田市 江津市 仁多郡 飯石郡 邑智郡 岡山県内 広島県 庄原市 三次市 安芸高田市 府中市 福 山市 尾道市 三原市 竹原市 東広島市 神石郡 世羅郡 山県郡(北広島町)					支給しない						
2 鉄道賃、船賃、航空賃、支度料、旅行雑費及び死亡手当 日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号) の例による。					2 鉄道賃、船賃、航空賃、支度料、旅行雑費及び死亡手当 日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号) 中最高級の職にある者の例による。						

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。